

東かがわ市公告第 40 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 56 条の 4 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 3 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

下記の対象物件は、港湾法第 37 条の 11 第 1 項の規定に違反して港湾区域内に放置されているので、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（所有者等）は、下記期限までに当該物件を撤去すること。

なお、下記期限までに当該物件を撤去しないときは、同法第 56 条の 4 第 2 項の規定に基づき、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者において撤去する。

1 対象物件

船舶 2 隻

2 所在地

安戸港（東かがわ市引田 3135 地先）

3 撤去の期限

令和 8 年 9 月 16 日まで

4 問い合わせ先

東かがわ市事業部建設課 建設管理グループ

電話番号 0879-26-1302

FAX 番号 0879-26-1342